

伊勢・熊野・和歌山エリア 海外旅行代理店で購入

■利用資格

- 日本国以外の政府等が発行したパスポートを有し、入国審査時にパスポートに"短期滞在"のスタンプ／シールを受けて日本を訪れる外国人旅行者で、きっぷの交付時にパスポートを提示できる方。
※空港で自動化ゲートを使用する際は、通過時に職員に申し出てスタンプ／シールを受けてください。
- このきっぷは交付された本人のみが使用することができ、他の誰にも譲渡・貸与することはできません。

■日本国外の旅行会社で購入したMCO(引換証)のきっぷへの引換(引換箇所は次ページ)

- 引換期間:MCOの発行日(発行日を含む)から3か月以内
- 引換手続:MCOの引換に関しては、(1) MCO記名の本人が、(2) MCOとパスポートを提示するとともに、(3) 駅窓口等での必要事項(パスポート番号など)の記入及び(4) きっぷ交付日(交付日を含む)から1か月以内の範囲で使用開始日の指定を行ってください。
※MCOのままでJR線等を利用することはできません。

■ご利用上の注意

- 使用開始日(使用開始日を含む)から、それぞれの商品ごとに定められた有効期間が開始となります。
- 払い戻し
払い戻しにあたっては手数料等が別にかかります。(列車等の運行中止、遅延その他の理由できっぷの有効期間の延長や払い戻しは受けられません。また、行程変更に伴う交通費、宿泊代等の追加費用の負担もいたしません。)
※きっぷに引換える前のMCOは、発行から1年以内であれば、購入店で払い戻しできます。
- 変更・再発行
MCO及びきっぷの記入内容は変更できません。また、MCO及びきっぷは紛失・盗難・汚損等にあっても再発行は受けられません。
- 使用条件
使用条件はJR東海・JR西日本・関係会社の規則及び日本国の法律にもとづきます。日本語以外の言語による使用条件の表示に関して疑義が生じた場合は、日本語によるものが正文となります。きっぷに引換前の期間におけるMCOの効力は、MCO発行会社の規則に基づきます。

記載の内容は2021年7月現在のもので、予告なしに変更されることがあります。(変更に伴う払い戻し等の補償はいたしませんので、予めご了承ください。)